

OSS ライセンスの良くある質問

2011年11月16日

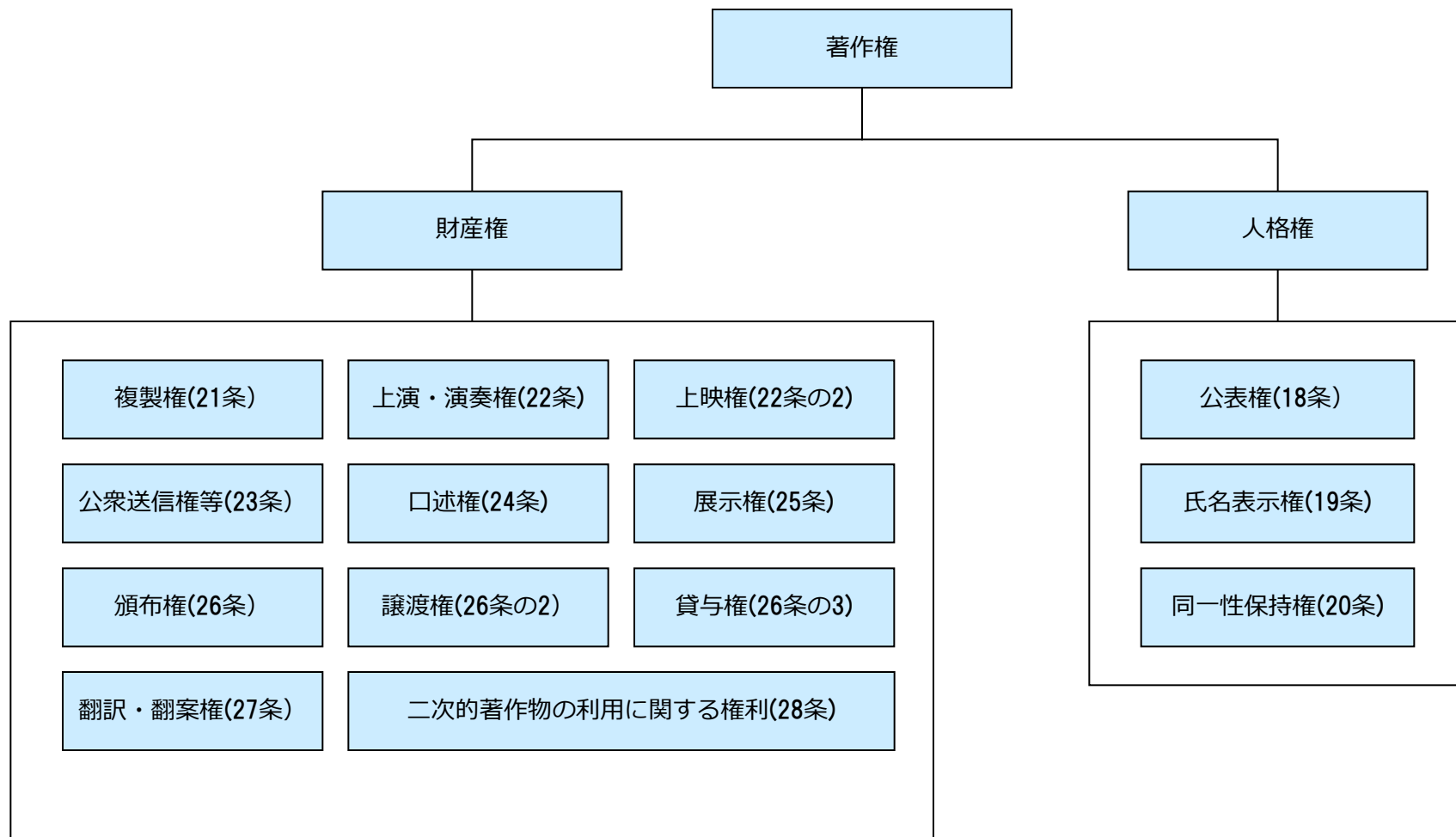
IPA 技術本部国際標準推進センター
リーガルWG 委員

全体ストーリー

- ・ 著作権の「いろは」
- ・ あなたのすべき事
- ・ ライセンス変更?

著作権の「いろは」

C1: 著作権の「いろは」



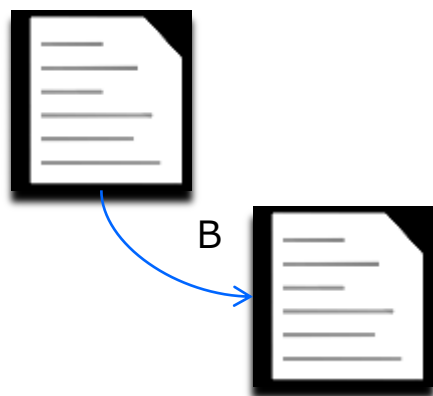
C1: 著作権の「いろは」

- 専有：第21条～第28条
 - 著作権者は～・・・～権利を専有する。
- 許諾：第63条1項、2項
 - 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。
 - 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

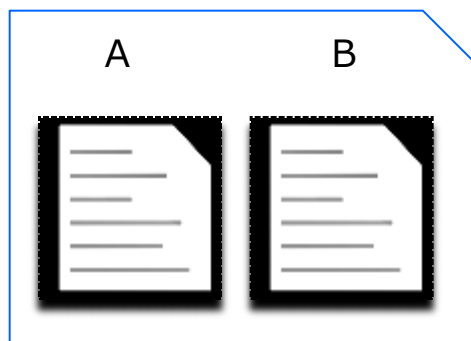
C1: 著作権の「いろは」

著作者が複数存在するケース

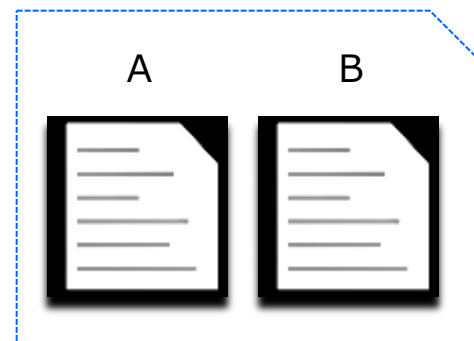
A



既存の著作物をもとにして
新たな著作物を創作



一つの著作物を
複数の著作者が創作



見かけ上一体に見える
複数の独立した著作物の結合

いずれの著作物についても、これを利用する場合は
すべての著作権者の許諾が必要です。

Q2: 適切な著作権表示

- GPLv2 の第一条に "appropriate copyright notice" を適切に表示する必要があるというライセンス条件がありますが、同時にこの節の後ろに「このライセンスの添付」とあり、GPL の先頭に著作権表示が入っていますから、何か付け加えて表示すべきものはないですよな?

- BSD ライセンスや MIT ライセンスは、いわゆる「テンプレートライセンス」であり、それらの先頭にある著作権表示に実際の著作者名などを埋めることにより、OSS の「適切な著作権表示」が完成します。
- これに対して、GPL (v2 に限らない、LGPL も同様) の先頭にある「著作権表示」は、ライセンス本文 (これも一つの著作物) の著作権表示であり、そのライセンスが適用される OSS の「著作権表示」ではありません。
- 形式として、テンプレートライセンスの著作権表示の部分とほぼ同じ場所にあるので、誤解を招きますが、OSS 自身の「適切な著作権表示」はこの著作権表示とは別になされる必要があります。

The GNU General Public License (GPL-2.0)

Version 2, June 1991

Copyright (C) 1989, 1991 Free Software Foundation, Inc.
59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA

Copyright (c) 1998, Regents of the University of California
All rights reserved.

Redistribution and use in source and binary forms, with or without
modification, are permitted provided that the following
conditions are met:

Q3: 添付するライセンス

- 日本で配布するので、OSS ライセンスをお客様が読みやすいように、日本語訳にしたものを添付したいと思うのですが？

- 一例として、MIT ライセンスの許諾条件の中で該当する部分を示します。
"... and this permission shall be included in all copies ..."
- この事からして、「日本語訳」にしたものは原文と同等の効果を持つとみなすことはできませんから、原文を添付することが「条件」です。（「条件」を満たさないと、許諾されないことになりますから、無許諾での配布になります）
- なお、「参考として」日本語訳も添付する事は禁じられていないので、原文とその翻訳の両方を付けておくことは、条件を満たしたことになります。
- 他の OSS ライセンスでも同等の許諾条件がありますから、原文の添付が条件になります。

あなたのすべき事

Q4: 矛盾するライセンス

- ある OSS プロジェクトからソフトウェアをダウンロードしたら、矛盾するライセンスのものが組み合わさって使用されていました。我々が、矛盾するライセンスを組み合わせた訳ではないので、このまま配布しても大丈夫ですよ?

- 駄目です。
- 例えば、GPLv2 と GPLv3 のようにライセンスの作者自身が混用すると個々のライセンスの条文間で両方を同時に満たすことが不可能であると認めているものや、特許条項のあるライセンスと GPLv2 のように、混用すると同時に条件を満たすことが不可能であると多数の人が認めているもの（こうしたものを、ライセンス間の矛盾もしくは非互換と言います）がありますが、ある OSS プロジェクトから持ってきたとは言え、そのライセンスの一貫性に関しては、OSS プロジェクト自身は責任を負いません。

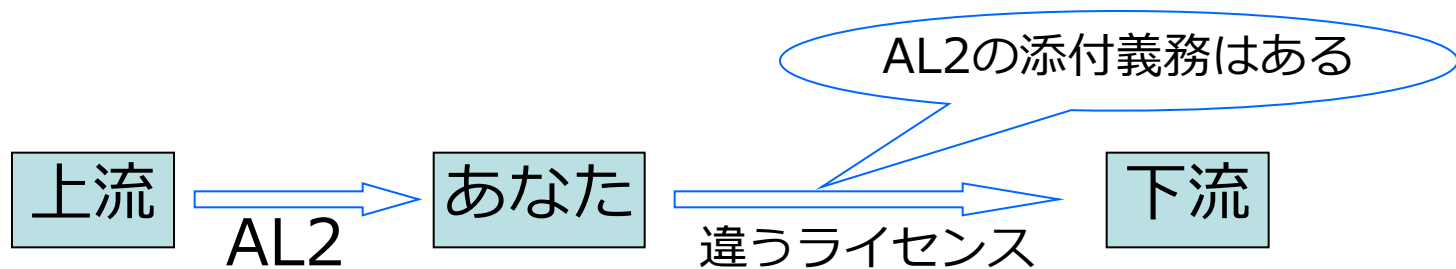
- ですから、これを再配布したい場合、ライセンスの一貫性を保つのは、再配布者であるあなたの義務になります。ただし、こうしたライセンスの矛盾が生じている場合、その OSS プロジェクトが配布している時点で、どれかのライセンスの条件を満たさない形になっている可能性も高いですから、この点を指摘して、改善すべきと助言する事は可能です。

Q5: 添付されたライセンス

- (例えば) Apache License V2 第四条で "(You) may provide additional or different license terms and conditions..." とありますが、その少し上で "You must give any other recipients of the Work or Derivative Works a copy of this License" とあります。この二つの条項は矛盾するのではないのでしょうか？

A5(1)

- 矛盾しません。
- あなたは、「ある『ライセンス本文』を添付する義務」と「そのライセンス本文の条件に従う義務」を混同しています。ある「ライセンス」がある文書を付ける事を義務付けているからと言って、その内容が別の契約を拘束するとはいえないのです。
- 模式化していえば、あなたと上流の間の合意事項は Apache License V2(AL2) で、あなたと下流の間の合意事項はその第四条にある "different license terms" でありえる訳です。



- 下流との合意事項と異なる Apache License V2 (AL2)を添付しているということから、AL2 は上流との合意で添付しているにすぎない、これが下流との合意事項ではないという注釈を付けておく事は賢明です。

Q6: 著作者名のリスト

- GPLv2 の第一条の "appropriate copyright notice" に従って、OSS の著作者名を記載した AUTHORS ファイルが同じディレクトリにあるのですが、これは GPL でいう "source code" にはあたらないので、(再)配布義務は発生しないですね？

- このファイルが「適切な著作権表示 (の一部)」に該当する可能性があります。ただ、それぞれの国の著作権法との関連もあるので、日本国著作権法 (以下、法といいます) との関連でそう考えられる理由を以下に書きます。
- 法19条に、「著作者名を表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する」とあります。この事からして、あなたが入手したときに AUTHORS ファイルに著作者名が一覧で入っていた場合、OSS の作者達がこの条項の「著作者名を表示」する権利を行使したと考えることが可能です。そこからすると、あなたが再配布する時に、同様の表示をする (このファイルを添付することで) ことも要請されているという解釈も成り立つのです。

- しかしながら、法19条3項で、「著作者名の表示は...公正な慣行に反しない限り、省略することができる」ともありますから、法廷ではこちらの条項が採用される可能性もないわけではありません。

ライセンス変更?

Q7: ライセンス変更?

- GPL で配布されている OSS のあるファイルを見たら、先頭にコメントで BSD ライセンスが書かれていました。このファイルのライセンスは BSD ライセンスなののでしょうか、それとも GPL に変更されたものなののでしょうか?

- GPL で配布されている OSS の一部のファイルに BSD ライセンスがコメントで書かれているものがあるようです。
- OSS のライセンスは、著作権者 (ほとんどの場合、最初のバージョンの作者) のみが決められるもので、質問にあるような「途中でライセンスが変更された」ということはまずありません。(著作権者全員の許諾の上にライセンスを変更することが、まれにあります)

- 俗に「ライセンスが変更された」というのは、例えば GPL と BSD ライセンスの関係で言えば、BSD ライセンスで配布された OSS は GPL と一体となった新しいプログラムを作っても、ライセンス間の矛盾が生じないので、運用上で (より制限の厳しい) GPL で配布されているというだけの話なのです。
- この質問のような、「あるファイルを見ると BSD ライセンスと書いてある」場合、全体の配布が GPL であるのとは別に、このファイルを BSD ライセンスで配布する事は可能になります。

ライセンス「互換」

BSDライセンスの「条件」

GPLの「条件」

- 上の例と少し異なる、AL2 対 GPLv2 の例を考えてみます。(ただし、これは Free Software Foundation の見解です)
- この場合、以下の図にあるように AL2 には GPLv2 に記載のない、条件が付いています。そして GPLv2 はそのライセンスに書かれていない追加的な制限 (つまり条件) を付加することを禁じていますから、AL2 のプログラムを GPLv2 のプログラムと「一体にして」配布することは不可能ということになります。

ライセンス間の「矛盾」



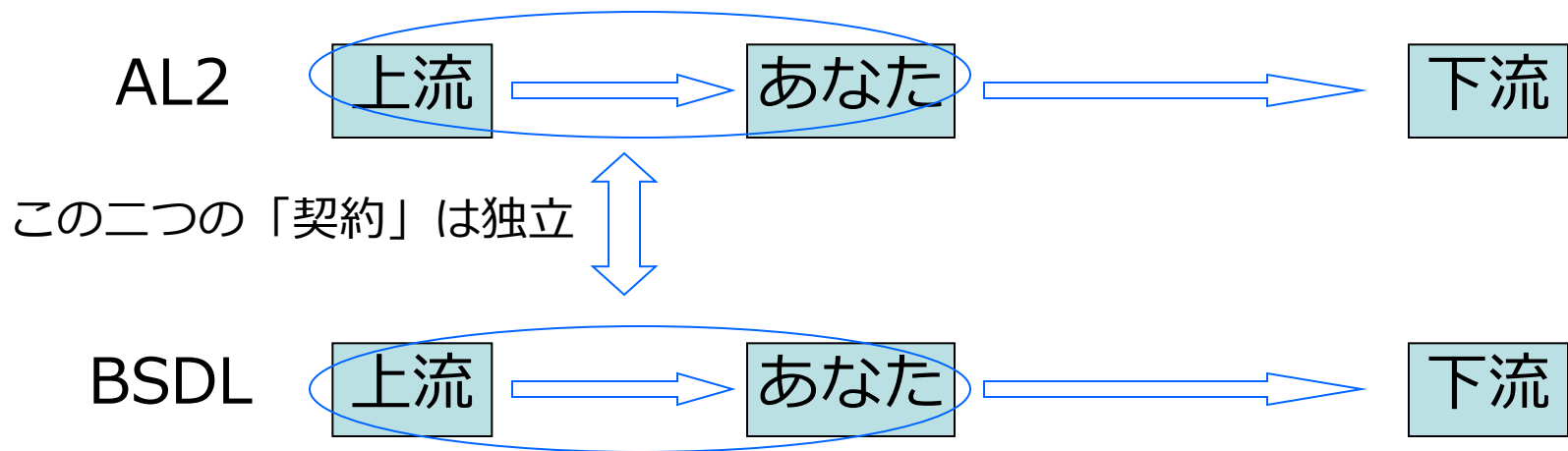
Q8: ライセンス条件の追加

- BSD ライセンスの OSS を再配布するときに、より制限の厳しいライセンスで配布しようと思うのですが、自分が何の改変も加えていないのでライセンスを変える事はできないのではないかと指摘されてしまいました。

- A7 にも書いたように、「ライセンスを変更すること」は著作権者にしかできません。しかし、ライセンスとは「ある条件を守りさえすれば、本来著作権者しかできない事を、それ以外の人間ができるようにする」というものなので、該当するライセンスに「より厳しい制限の付与を禁ずる」という条件（たとえば GPL にはこれがあります）がなければ、「より厳しい制限を付ける事」自身はライセンス違反になりません。
- この事から、このライセンスの場合、より厳しいライセンスでの再配布は、可能です。

A8(2)

- 良くある話ですが、「あるライセンスでの考え方を他のライセンスにも適用してしまう」というのは明らかな間違いです。
- この例で言えば、たしかに Apache License 2(AL2) では、「改変を加えた場合に独自のライセンスで配布できる」とあるので、質問者はこの例を BSD ライセンスにも適用してしまったのではないのでしょうか？



- あくまで Apache License は Apache License, BSD ライセンスは BSD ライセンスですから、あなたが「誰と」そして「どういう条件で」再配布が可能になっているのかを常に明確にしておく必要があります。

Thank you!

